

令和6年度第7回

下松市農業委員会総会議事録

令和6年10月8日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和6年度第7回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年10月8日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席(7人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

8番 松村 将吾

・欠席(1人)

7番 藤田 善江

4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)

・出席(5人)

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 5番 弘中 健治

6番 本村 学

・欠席(1人)

4番 金藤 哲夫

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

協議事項 意見書について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 現況確認書について(市街化区域)

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第7回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より10月の定例総会を開催いたします。本日、藤田善江委員が欠席でございますので、出席委員は7名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。金藤哲夫推進委員は欠席です。それでは議長をお願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と松村将吾委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願い致します。 議案第1号受付番号1番については、田中結委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、審議採決終了まで田中結委員には、退席していただきます。 (田中結委員 退席) それではよろしくお願いします。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)について、ご説明いたします。申請は1件です。受付番号1番について4筆ありますが、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●●●番●、●●●●●番●、●●●●●番。地目は順に登記簿田、現況田、登記簿畑、現況畑、登記簿田、現況田、登記簿原野、現況田。農振区分は順に農用地区域内、農用地区域内、農用地区域外、農用地区域内。面積は順に、1,298㎡、463㎡、854㎡、1,212㎡、で合計3,827㎡です。利用権を設定する者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は10年、この度、新規の利用権設定になります。調査報告は弘中健治推進委員です。よろしくお願いします。
議長	弘中健治推進委員、お願いします。
弘中(推)委員	はい、報告します。議案は利用権設定の借り手の変更でございます。今回、新たに●●さんが耕作するという内容でございます。4ページに地図があります。●●●の前の幹線道路をずっと上がりますと、●●●●●のT字路があります。その次の交差点を右折して、約1km入ったところにあります。今回耕作される●●さんの自宅の周辺にあります。現況は水稻と畑と原野となっていますが、今回は水稻をやっていくそうです。現在は畑作と、自家米を作っているということでございます。原野につきましてはちょっと荒れていますけれど、

議

長

1、2年管理をすれば耕作が可能と思われます。以上が報告でございます。審議の方よろしくをお願いします。

弘中健治推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

意見もないようですので採決をします。議案第1号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は原案の通り承認致します。では田中結委員お戻りください。

(田中結委員 着席)

次、事務局をお願いします。

事 務 局

本日お配りしました別紙の資料をご覧ください。

本意見書は、農業委員会法第38条に基づき、農業委員会が市長に提出するものです。9月末までに委員の皆さんから特に意見はございませんでしたので、大幅な変更をしておりません。昨年度のものに若干修正を加えて案を作成しております。

内容については、昨年と同様の3項目について、あげております。

1つ目は、担い手への支援の充実強化、

2つ目は、担い手への農地利用の集積・集約化、

3つ目は、農業委員会体制・デジタル化の強化推進です。

担い手支援では、農業用機械の購入支援、圃場の整備、燃料代等への支援、遊休農地の支援の4つを挙げています。農業用機械の購入支援は昨年もあげておりまして一定の改善が図られましたが、大型機械への支援としてはまだまだ不十分なところもあり、拡充を要望するものです。

農地利用の集積・集約化については、地域計画の策定が今年度末までということもあるため、確実に計画を策定することを要請します。

最後の体制強化、デジタル化の強化推進ですが、タブレットの追加購入は今年度行いましたので、従来どおり人員拡充を要望します。以上、事務局で意見書案を作成しましたので、ご協議いただきたいと思います。

なお、提出時期につきましては、来年度予算に反映されるよう、10月後半から11月前半に、会長から市長に直接手渡したいと考えております。

議

長

この件について、不足する部分があれば事務局に意見を出してください。

(協議)

色々意見がありますけれど、それぞれ事務局に提出してもらえればと思います。

事務局 次回の総会で最終案を出しますので、審議していただけたらと思います。

議長 次、事務局お願いします。

事務局 議案書6ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてですが、届け出が1件ございました。

議案書7ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてですが、届け出が3件ございました。

議案書の8ページをご覧ください。報告第3号、現況確認書について（市街化区域）ですが、申請が3件ございました。

以上報告事項につきまして、添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。

報告事項は以上です。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

その他連絡事項はありますか。

私の方から2つ要望をしておきます。

1つ目は、調整区域において宅地開発ができる可能性があるわけですが、下関市が条例制定をして、調整区域を宅地化して宅地開発をさせておるわけですが、下松市もその道が開けないかなという思いがあります。ですので下関市の条例を取り寄せて抜粋して委員の皆さんにも分かるように。いつまでも調整区域に保持しておくのが市の方針かもしれませんが、既に国道や県道の傍で民家が連帯している所とかは規制の緩和が出来る道があるのではないかとというふうに思いますので、条例で制定することが出来るのかどうかと思います。それを準備しておいてください。

次に、相続登記の関係ですが、相続登記によって都会の人が農地を持つことは自由なんですよね。ところが3条申請で農地を新たに持とうと思えば、農業委員会の許可がなくては農地を取得することはできないです。都会に住む人は維持管理が難しいと思うんですよ。管理について法律で定めがあれば別ですが、全くありません。従って個人で経費を負担して管理をしていただくような人はいいけれど、お金も出さない、管理もしないとなれば当然耕作放棄地に繋がり、地域の中央にあった場合は有害鳥獣のねぐらになって周りの農家が大迷惑を受けることになっているわけですから。相続登記についてですね、県の農業会議にどうしたら解消ができるか、法の改正も含めてですね、意見書を出したいと思いますので、各市の状況を調べてもらって意見書が出せるものなら出したいと思いますので、事務局のほうで検討してください。

事務局 資料等収集し、相談しながらやっていきたいと思います。

議長 最後に付け加えることになりますが、地域計画です。これに伴い農業委員会の役割というものが変わってくる、審議の内容が変わってくるという事になれば間に合わないと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 そちらも併せて調べておきます。

議長 はい。
これで10月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和6年10月8日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

清水 亨

署名委員

内山 禮介

署名委員

松村 将吾